

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十号

令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、五月六日とする。

令和四年四月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文